

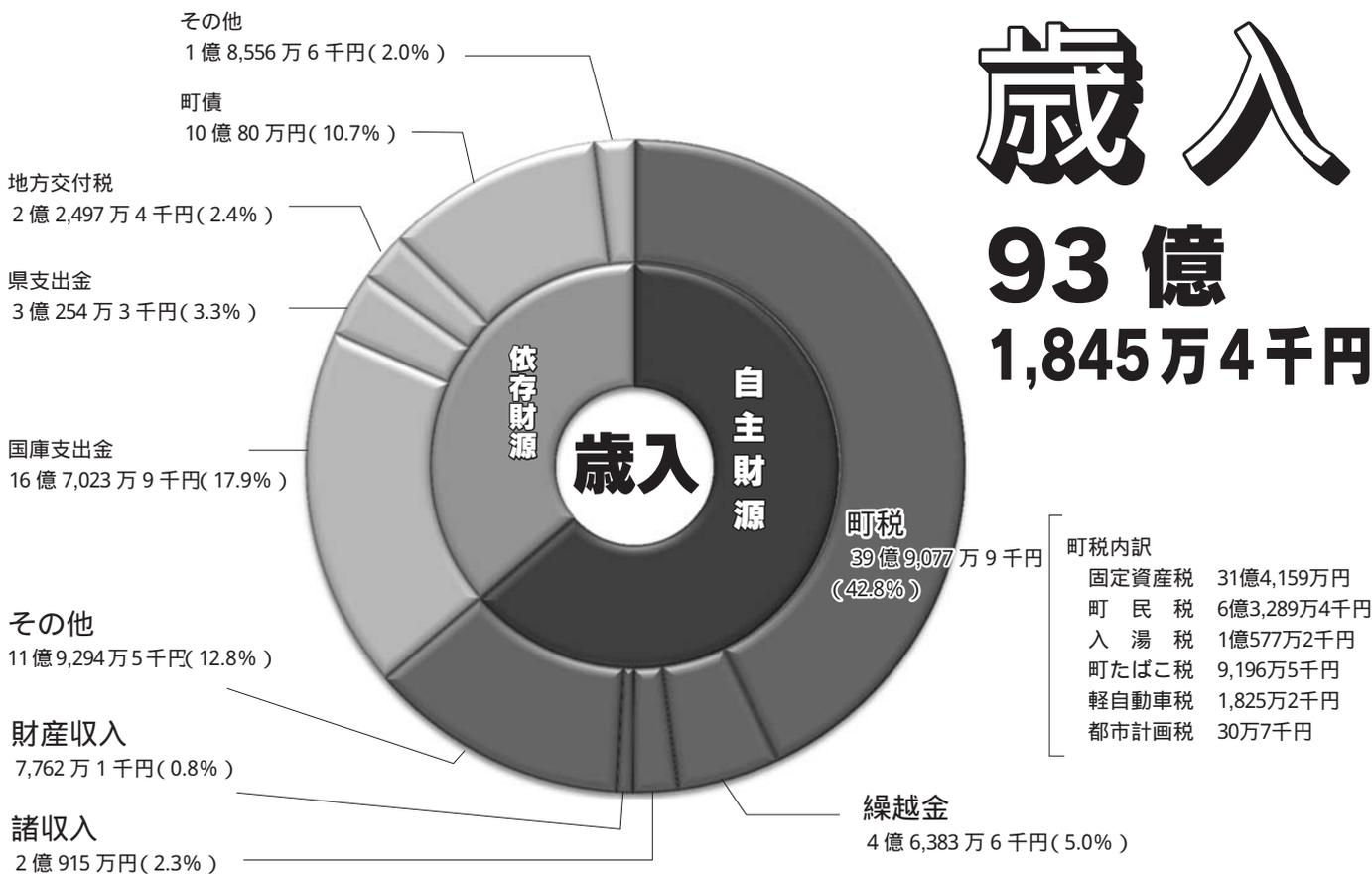
9月定例議会において平成25年度決算が認定されましたので、お知らせいたします。

平成25年度 決算の概要

平成25年度の一般会計決算額は、歳入が93億1,845万4千円、歳出が84億8,283万3千円となりました。統合文教施設整備や町有地の土壌汚染対策など大型事業の実施により、歳入歳出とも平成24年度を大幅に上回りました。

歳入歳出差引額は8億3,562万1千円で、ここから平成26年度に繰越した、使途の決まっている額(平成25年度中に事業が終わらず、平成26年度に繰越したもの)を除いた実質収支(純繰越額)は、2億1,388万5千円の黒字となりました。

年度	歳入	歳出	収支 ^① (歳入 - 歳出)	翌年度に繰り 越すべきお金 ^②	実質収支 ① - ②
平成23年度	70億9,416万1千円	66億3,835万4千円	4億5,580万7千円	1億4,443万6千円	3億1,137万1千円
平成24年度	62億9,248万7千円	58億2,865万1千円	4億6,383万6千円	1億7,662万5千円	2億8,721万1千円
平成25年度	93億1,845万4千円	84億8,283万3千円	8億3,562万1千円	6億2,173万6千円	2億1,388万5千円



地方交付税

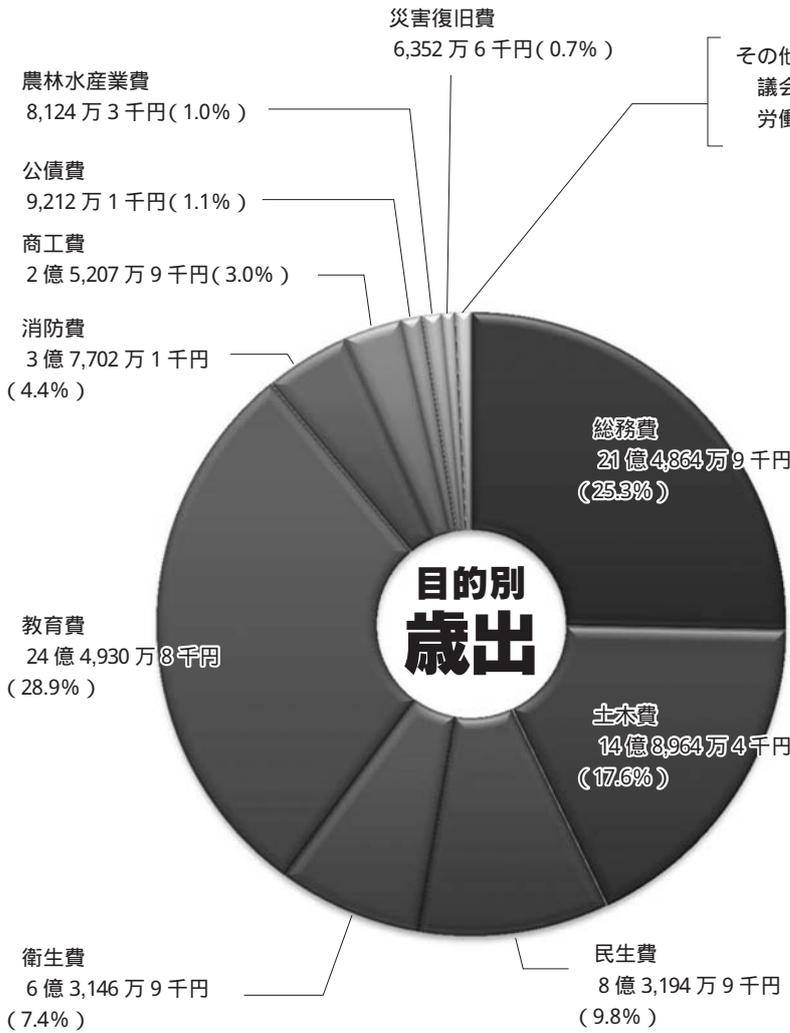
湯沢町は平成24年度に、34年ぶりに普通交付税の交付団体となりました。

平成25年度も単年度の財政力指数が1を下回ったため交付団体となっており、普通交付税、特別交付税を合わせて2億2,497万4千円が国から交付されています。

文教施設整備事業に伴い大幅に増加

平成25年度の歳入は、統合文教施設事業が本格化したことにより、建設に伴う国庫補助金、学校施設整備基金からの繰入金、町債の借入が大幅に増加しています。

歳入の中で最も大きな割合を占めているのは、皆さんが納めている町税です。町民、マンションオーナー、企業等から納めていただいているもので、平成25年度の町税の決算額は、39億9千万円でした。



その他内訳
 議会費 6,202万3千円(0.7%)
 労働費 380万1千円(0.1%)
 諸支出金 0円(0.0%)
 予備費 0円(0.0%)

歳出

84億

8,283万3千円

目的別では教育費が大幅に増加

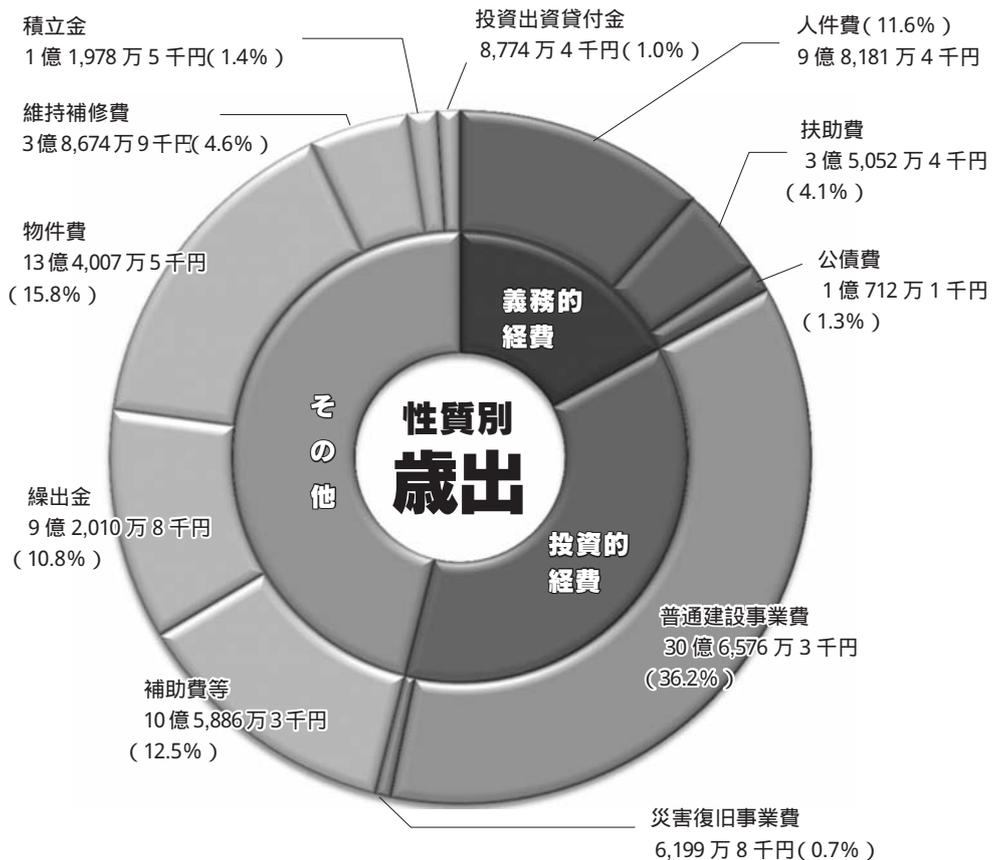
平成25年度の歳出を目的別に比較すると教育費、総務費、土木費の割合が大きくなっています。総務費には職員の人件費が一括で計上されています。土木費は、道路や都市計画施設、公営住宅の維持管理や新設改良、除排雪経費、下水道会計への繰出金などです。また、文教施設整備事業により、教育費は前年のおよそ5倍に増加し、全体でも最も大きな割合となりました。

性質別に見ると

歳出を性質別に分類すると右の円グラフのようになっており、文教施設整備事業により普通建設事業費が大幅に増加しています。

人件費、扶助費、公債費は「義務的経費」に、普通建設事業費と災害復旧費は「投資的経費」に分類されます。

義務的経費の人件費、公債費、扶助費は任意に削減することができない硬直的な経費です。今後は、文教施設整備のための町債の償還により公債費が増加していく見込みです。



数字で見る一般会計決算

標準財政規模 41 億 7,255 万円

(前年比 0.38% ↑ 1,591 万 7 千円 ↑)

同規模の他自治体の約 2 倍

標準的に収入が見込まれる一般財源の総額(町税、地方贈与税、普通交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金等の収入見込みの合計額)。町税収入等の減少があったものの、普通交付税、臨時財政対策債の増により前年度と比較して 1,591 万 7 千円の増となりました。



経常収支比率 86.7% (前年比 1.6% ↑)

黄色信号点灯

経常的に支出する経費に、経常的に収入が見込まれる歳入(町税、地方交付税、地方贈与税等)を充当していくと、通常は残余が生じます。この残余が大きいほど臨時の財政需要に対応するためのゆとりがあることとなります。町村の経常収支比率は 70%程度が妥当であり、残り 30%の経常一般財源を臨時の財政需要に充てられるような財政構造が理想的だとされています。

平成 25 年度の経常収支比率は 86.7%となりました。今後も町税収入の減少が見込まれる一方、起債の償還等による経常経費の増加要因もあります。臨時の財政需要にも柔軟に対応できるよう、事業の見直しを行うなど経常経費の削減に努めていく必要があります。

財政力指数 3 か年平均 1.033 (前年比 0.056 ポイント ↓)

単年 0.996 (前年比 0.003 ポイント ↓)

昨年に続き普通交付税の交付団体に

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 か年の平均値をいいます。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力のある団体だということになり、単年度で 1 を超える団体は普通交付税の交付を受けません。湯沢町の平成 25 年度の財政力指数は過去 3 ヶ年の平均で 1.033 となりましたが、単年度では 0.996 となったため、昨年に引き続き普通交付税の交付団体となっています。



地方交付税について

全国どここの自治体も一定水準の行政サービスを提供できるよう、財源が不足する団体に対しては、不足分をもとに算定された地方交付税が国から交付されます。普通交付税の額は、基準財政収入額と基準財政需要額の差額(財源不足額)をもとに国が算出します。

湯沢町は昭和 54 年度以降、財政力指数が 1 を超えたため普通交付税の不交付団体となっていました。平成 24 年度に 34 年ぶりに交付団体となりました。平成 25 年度も単年度の財政力指数が 0.996 で財源不足団体となり普通交付税が交付されていませんが、普通交付税に頼らない自主財源の確保が、今後の大きな課題であるといえます。



健全化判断比率 4つの指標は健全

自治体の財政破綻を未然に防ぐとともに、財政が悪化した自治体に対して早期に財政の健全化を促すことを目的として、平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。各自治体はこの法律に基づき、財政の健全性を示す 4 つの指標を算定し、監査委員の監査を経て議会に報告するとともに、町民に公表することが義務づけられました。

4 つの指標とは、実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率 です。

この 4 つの指標のいずれかが早期健全化基準以上になると「財政健全化計画」を、将来負担比率を除く 3 つの指標のうちどれかひとつでも財政再生基準以上になると「財政再生計画」の策定が義務づけられます。

実質赤字比率

行政運営の基本となる一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示します。

湯沢町の実質収支は 2 億 1,388 万 5 千円の黒字であるため数値は表示されません。

連結赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化することで、自治体全体の財政運営の悪化の度合いを示します。

湯沢町の 7 つの会計すべての合計で黒字であるため数値は表示されません。(それぞれの会計を見ても赤字の会計はありません。)



重要なポイント

湯沢町は 4 つすべての指標で基準を大幅に下回っているため、健全状態を維持しているといえます。しかし、今後、文教施設整備のための起債の償還が始まることや、学校施設整備基金を全額使い切ることから、数値が上昇していくことが見込まれています。そのため、今後も財政の健全性の維持を念頭においた財政運営が重要となります。

実質公債費比率 (3.6%)

借入金の返済など、自治体が抱える債務が、どれだけ財政を圧迫しているかを示す指標です。

湯沢町では早期健全化基準である 25.0% を大幅に下回り、前年度と比較しても 0.2 ポイントの減となりました。借入金返済のため、下水道特別会計への繰出金が増となりましたが、普通交付税などの増額により標準財政規模も増となったため、数値に大きな変化はありませんでした。

将来負担比率

借入金の返済や、将来支払う可能性のある負担金など現時点での債務残高が、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示します。

平成 25 年度は、地方債の現在高が増加しました。また、基金残高の減少により将来負担に充当可能な財源も減となりましたが、昨年と同様に数値は表示されませんでした。

健全化判断比率	湯沢町	基準値	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (—)	15 %	25 %
連結赤字比率	— (—)	20 %	30 %
実質公債費比率	3.6% (3.8)	25 %	35 %
将来負担比率	— (—)	350 %	—

() 内の数値は平成 24 年度

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では公営企業の経営に関しても、健全性を示す指標として「資金不足比率」を算定し公表することと定めています。

この比率が経営健全化基準 (20%) 以上になると、経営改善に取り組むための経営健全化計画の策定が義務づけられます。

湯沢町では右の 3 会計が対象となりますが、全ての会計で資金不足が無いため、比率はマイナスとなり、「-」で表示しています。

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20 %
病院事業会計	—	
下水道特別会計	—	

湯沢町の町債と財産

起債の状況 町民一人当たり約 110 万 4 千円

町債残高		一般会計	下水道特別会計	水道事業会計	病院事業会計	合計
H24 年度末残高		14 億 4,580 万円	57 億 5,264 万 1 千円	12 億 5,038 万 8 千円	2 億 3,638 万 6 千円	86 億 8,521 万 5 千円
H25 年度 返済額	元金	7,587 万 5 千円	4 億 6,451 万円	1 億 437 万 7 千円	1,100 万 3 千円	6 億 5,576 万 6 千円
	利子	1,624 万 6 千円	1 億 8,941 万 7 千円	4,922 万 6 千円	514 万円	2 億 6,002 万 9 千円
	計	9,212 万 1 千円	6 億 5,392 万 7 千円	1 億 5,360 万 3 千円	1,614 万 4 千円	9 億 1,579 万 5 千円
H25 年度借入額		10 億 80 万円	1 億 2,170 万円	0	0	11 億 2,250 万円
H25 年度末残高		23 億 7,072 万 5 千円	54 億 983 万 1 千円	11 億 4,601 万 1 千円	2 億 2,538 万 3 千円	91 億 5,195 万円
住民一人あたりの残高(H26 .3 .31 現在 人口 8,289 人 91 億 5,195 万円 ÷ 8,289 110 万 4 千円(昨年 104 万 6 千円))						

一時的に多額の費用を必要とする大規模な建設事業では、その財源を確保するために、「その施設等を利用するであろう次の世代の人にも負担してもらう(後年度負担)」という側面から町債の借入れを行っています。

これにより財政負担の平準化を図ることができますが、無計画な借金は後々の負担が大きくなり、行政運営を圧迫することに繋がってしまいます。

一般会計における町債残高は増加傾向にあり、平成 25 年度にも統合文教施設整備事業のため 8 億 2,880 万円の借入を行いました。また、下水道特別会計については、過去のインフラ整備にかかる償還がすすんでいるものの、既存の浄化センターの改修や三保地区の下水道整備のための借入れを行っているため、残高が 54 億 983 万 1 千円と多額となっています。

財産の状況 一般会計基金残高は約 24 億円

財産目録		
庁舎	土地	8,154m ²
	建物	延 3,952m ²
保育園及び福祉施設	土地	8,742m ²
	建物	延 4,629m ²
教育及び文化施設	土地	149,018m ²
	建物	34,000m ²
その他の公共用施設	土地	594,761m ²
	建物	30,143m ²
山林、その他	土地	4,749,619m ²
	立木	452,167m ²
	建物	2,342m ²
庁用自動車(除雪車含む)		88 台
有価証券(株式)		5,632 万 6 千円
出資による権利		5,677 万 4 千円
債権(奨学貸付金)		2 億 260 万 2 千円

町債とは反対に、町の貯金のことを基金といいます。基金には財政調整基金のように緊急の財政需要や災害等でやむをえない経費に充てるものと、学校施設整備基金のように特定の目的を達成するために積み立てるものがあります。

平成 25 年度末 基金残高		
一般会計	財政調整基金	16 億 100 万 2 千円
	減債基金	7,408 万 4 千円
	学校施設整備基金	5 億 6,646 万 4 千円
	美術館建設基金	1 億 107 万 5 千円
	ふるさと基金	1 億円
	公共事業基金	2,066 万 4 千円
	湯沢こころのふるさと基金	979 万 4 千円
国民健康保険支払準備基金		5,716 万 4 千円
下水道施設改修基金		1 億 6,648 万 5 千円
介護給付費準備基金		8,970 万 6 千円

基金の中では、財政調整基金の残高が最も多くなっています。平成 25 年度は、財政調整基金から 6 億 3,376 万 9 千円を、学校施設整備基金からは 4 億 6,324 万 2 千円の繰入れを行いました。

特別会計 決算状況

町で特定の事業を行うための会計区分を特別会計としています。町では4つの特別会計と2つの企業会計を設置し、それぞれの運営にあたっています。

特別会計は独立採算が原則ですが、一定のサービスを維持するために必要な経費を一般会計から支出しています。

特別会計名	歳入決算額	歳出決算額	一般会計繰出額
国民健康保険特別会計	11 億 2,450 万 4 千円	10 億 8,441 万 7 千円	8,245 万 7 千円
後期高齢者医療特別会計	9,522 万 2 千円	9,513 万 6 千円	3,069 万 6 千円
介護保険特別会計	7 億 8,961 万 7 千円	7 億 7,102 万 2 千円	1 億 2,932 万円
下水道特別会計	12 億 2,920 万 1 千円	11 億 8,605 万 9 千円	5 億 9,358 万 4 千円

企業会計名	事業収益合計	事業費用合計	一般会計補助額	純利益
水道事業会計	3 億 4,450 万 5 千円	3 億 4,482 万 3 千円	1,487 万 8 千円	31 万 7 千円
病院事業会計	1 億 4,938 万円	1 億 9,722 万 5 千円	1 億 4,899 万 6 千円	4,784 万 5 千円

病院事業は指定管理者制度における利用料金制での運営であることから、全ての収入が指定管理者に直接収受されます。併せて現金支出を伴わない経費(減価償却費、繰延勘定償却費等)が多額であるため、損益計算上は毎年損失を生じることになります。

平成 25 年度に行われた主な事業

統合文教施設整備

平成 25 年度中に小中教室棟が完成し、平成 26 年 4 月から新校舎での小中一貫教育がスタートしました。



平成 26 年 4 月より開校した
統合文教施設「湯沢学園」

三俣地域振興対策

三俣地域の振興対策として、道の駅の整備や修景のための補助事業を行っています。平成 25 年 11 月には、「道の駅みつまた」が完成し営業を開始しました。



平成 25 年 11 月にオープンした
「道の駅みつまた」

町有地土壌汚染対策

土壌汚染が指摘されていたため遊休町有地となっていたノリタ光学跡地について、有効活用を図れるよう、土壌汚染対策工事を行いました。

ドクターヘリ冬期離着陸場確保

新潟県内でもドクターヘリの本格的な運航が始まったことを受け、冬期間の離着陸場を確保するため、ゲートボール場の駐車場に消雪パイプを整備しました。

1 職員数の状況

部門	区分	職員数		対前年増減数	
		H 24	H 25		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0
		総務	29	27	- 2
		税務	13	14	1
		民生	40	39	- 1
		衛生	11	11	0
		農林水産	7	6	- 1
		商工	4	4	0
		土木	9	8	- 1
	計	115	111	- 4	
	教育部門	15	13	- 2	
	消防部門	0	0	0	
小計	130	124	- 6		

職員数は教育長を除いた一般職に属する職員数です

平成25年度 職員の給与等について

人事や給与の公正性・透明性を高めるため、前年度の職員給与等のあらましについて公表します

部門	区分	職員数		対前年増減数
		H 24	H 25	
会計部門 公営企業等	水道	4	4	0
	下水道	5	5	0
	その他	7	6	- 1
	小計	16	15	- 1
合計		146	139	- 7

その他は国民健康保険、介護保険、病院が含まれます

2 職員数の推移

部門	年度	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	過去5年間の増減数(率)
		一般行政	121	122	117	114	115	
教育	26	17	19	16	15	13	- 13 (- 50.0%)	
普通会計	147	139	136	130	130	124	- 23 (- 15.6%)	
公営企業等会計	14	15	16	16	16	15	1 (+ 7.1%)	
合計	161	154	152	146	146	139	- 22 (- 13.7%)	

各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数です
平成26年4月1日の職員数合計は138名です。(教育長を除いた一般職に属する職員数)

3 職員の平均給与月額等 (平成25年4月1日現在)

区分		平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	湯沢町	309,200円	335,962円	43.3歳
	類似団体	312,396円	338,428円	42.8歳
	新潟県	334,161円	361,553円	42.8歳
技能労務職	湯沢町	300,100円	309,040円	52.5歳
	類似団体	271,309円	282,229円	49.3歳
	新潟県	356,126円	380,716円	50.2歳

給与とは給料と各種手当の合算(時間外勤務手当等除く)です
類似団体とは人口規模や産業構造が湯沢町と類似する団体です

4 人件費の状況(普通会計決算)

歳出総額	比率
84億8,054万4千円	11.9%
うち人件費	
10億900万4千円	

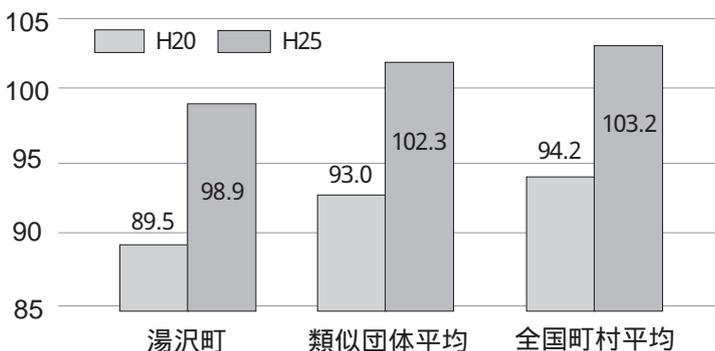
1人当たり給与費 524万2千円
(退職手当除く)

5 初任給の状況

区分	湯沢町	新潟県	
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円
	高校卒	140,100円	144,500円

学校卒業後すぐに採用された場合の月額です

6 ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。(平成25年は、国家公務員の給与と改定特例法により減額措置があったため指数が上がっています)

類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

7 主な職員手当の状況

区 分	内 容
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 1 人につき 6,500 円 (配偶者がいない場合の 1 人目は 11,000 円)
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家・借間 月額 12,000 円を超える家賃を支払っている場合、家賃に応じて 最高 27,000 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 電車・バス利用者 最高 55,000 円 自動車等利用者 2,000 円 ~ 24,500 円
期末勤勉手当 (支給割合)	<ul style="list-style-type: none"> 6 月期 期末手当 1.225 月分 勤勉手当 0.645 月分 12 月期 期末手当 1.375 月分 勤勉手当 0.645 月分 《その他の加算措置》 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5 ~ 15% 一人当たり平均支給額 124 万 7 千円

扶養手当・住居手当・通勤手当は月額です
 勤勉手当には勤務成績評価の結果が反映されます
 評価結果に応じて支給割合は異なります
 (0.835 月分 ~ 0.535 月分の範囲。良好の場合は 0.645 月分)

8 職員の分限及び懲戒の状況

区分	人数	処分理由	処分内容
分限処分	3 人	長期療養	休職
懲戒処分	0 人	—	—

分限処分とは主に、職員が勤務を十分に果たせない時などに行われる処分です
 懲戒処分とは、職員が法令などに違反したとき、その道義的責任を追及して行う処分です

9 特別職の報酬等の状況

区 分	平成 26 年 4 月 1 日現在	平成 25 年 4 月 1 日現在				
		湯沢町	湯沢町	県内町村平均	全国町村平均	類似団体平均
< 報酬等月額 >	町 長	723,000 円	723,000 円	716,400 円	730,000 円	723,000 円
	副町長	595,000 円	595,000 円	570,000 円	600,000 円	592,000 円
	教育長	522,000 円	522,000 円	490,000 円	546,000 円	541,000 円
報酬	議 長	288,000 円	288,000 円	264,000 円	289,000 円	286,000 円
	副議長	236,000 円	236,000 円	204,000 円	234,000 円	234,000 円
	議 員	213,000 円	213,000 円	185,000 円	212,000 円	213,000 円
< 期末手当 >	6 月期 1.40 月 12 月期 1.50 月					

区 分	実績(普通会計決算)		
時間外 勤務手当	H 24	支給実績	1,637 万 2 千円
		1 人当たり年平均	12 万 6 千円
	H 25	支給実績	1,525 万 1 千円
		1 人当たり年平均	12 万 3 千円

区 分	内 容
退職手当	一般職
	■勤続 20 年 自己都合 23.03 月分 勸奨・定年 28.7875 月分
	■勤続 25 年 自己都合 32.83 月分 勸奨・定年 38.955 月分
	■勤続 35 年 自己都合 46.55 月分 勸奨・定年 55.86 月分
	■最高限度額 自己都合 55.86 月分 勸奨・定年 55.86 月分
	■1 人当たり平均支給額 勸奨・定年 1,614 万 6 千円
	《その他の加算措置》 定年前早期退職特例措置 2 ~ 20%加算
	特別職
	■町長 給与月額 × 在職月数 × 44%
	■副町長 給与月額 × 在職月数 × 26%
■教育長 給与月額 × 在職月数 × 20%	

1 人当たり平均支給額は、平成 25 年度に退職した職員に支給された手当の平均額です